

名張市市民自治検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第一条 名張市における市民と行政とのパートナーシップによるまちづくりの基本的な仕組みやルールを実効性と持続性のある条例として明らかにするため、これからの市民自治のあるべき姿と、条例に規定すべき項目や内容等を検討することを目的として名張市市民自治検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第二条 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討を行い、その結果を取りまとめ、市長に報告するものとする。

- 一 自治基本条例の策定に関すること。
- 二 市民公益活動を促進するための条例の策定に関すること。

(組織)

第三条 委員会は、委員十五名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- 一 学識経験を有する者
- 二 市議会議員
- 三 地域づくり活動団体及び市民活動団体の関係者
- 四 公募による市民
- 五 その他市長が必要と認める者

(任期)

第四条 委員の任期は、第二条に規定する条例が施行されるまでの間とする。

(委員長及び副委員長)

第五条 委員会に委員長一名及び副委員長一名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第六条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第七条 委員会の庶務は、企画財政部総合企画室及び生活環境部市民活動推進室において処理する。

(補則)

第八条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。